震災等に係る被災代替家屋特例申告書

年　　月　　日

福　山　市　長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納 税 義 務 者 | 住　　　所（所 在 地） |  |
| 名　　　前（名　　称） |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 個人番号又は法人番号（右詰） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

震災等により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、取得又は改築した家屋に対し、地方税法第352条の3に規定する減額の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代　替　家　屋 | 所在地 | 福山市 | 家屋番号 |
|  |
| 種　類 | 構　造 | 床面積 |
|  |  | ㎡ |
| 取得・改築年月日 | 共有名義の場合の持分 | 被災家屋の所有者との同居 |
| 年　　　月　　　日 |  | □同居している |
| 取得・改築の状況 |
| □新築家屋の取得　□既存家屋の取得　□被災家屋の改築　□その他（　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被　災　家　屋 | 所有者（納税義務者） | 住所（所在地） |  |
| 名前（名　称） |  |
| 所在地 |  | 家屋番号 |
|  |
| 種　類 | 構　造 | 床面積 | 共有名義の場合の持分 |
|  |  | ㎡ |  |

　※「代替家屋」とは、震災等により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、取得又は改築した家屋をいう。

　※「被災家屋」とは、震災等により滅失又は損壊した家屋をいう。

2021－資税－88　　A4　再生55　2021.6　100

番号①…本人の個人番号確認を行った書類名を記載

番号②…本人確認を行った書類名を記載

|  |  |
| --- | --- |
| ※番号① | ※番号② |
| 個・通・住 | 個・免・保その他（　　　） |

１ 制度の概要

震災等により滅失又は損壊した家屋の所有者等が、震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に、これに代わる代替家屋を被災区域内に取得又は改築した場合は、代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち被災家屋の床面積相当分を、取得した年の翌年から4年度分につき、固定資産税・都市計画税を2分の1に減額します。

２ 特例対象者

(1) 被災家屋の所有者

(2) 被災家屋の所有者について、相続があったときはその相続人

(3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

(4) 被災家屋を所有していた法人の合併により設立された法人等又は分割により事業承継させた分割承継法人

３ 添付書類

(1) 被災家屋が滅失又は損壊したことを証する書類【り災証明】

(2) 被災家屋が被災年度に所在したことを証する書類【納税通知書、名寄帳、登記事項証明書等】

(3) 代替家屋の詳細を明らかにする書類【登記事項証明書、売買契約書等】

(4) 相続人等に該当する旨を証する書類【戸籍謄本等】

(5) 合併により設立された法人等又は分割により事業承継させた分割承継法人に該当する旨を証する書類【法人の登記事項証明書】

※ 被災家屋が福山市に所在していた場合は、(2)の書類は不要です。

※ その他必要に応じて添付書類の提出を求める場合があります。

【問合せ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

企画財政局税務部資産税課

家屋第1担当：084-928-1023

家屋第2担当：084-928-1025